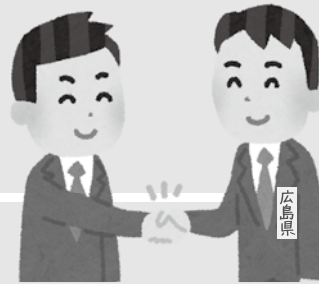


平成30年4月から 国民健康保険制度が変わります



国民健康保険制度の見直し

全国の市町村で運営している国民健康保険は、「年齢構成が高く医療費水準が高い」「所得水準が低く保険税の負担が重い」「財政基盤が弱く、制度運営が困難な市町村もある」という構造的な課題があることから、国民皆保険を将来にわたって守り続けるため、都道府県と市町村で共同運営することになりました。

国民健康保険の窓口は、平成30年4月以降も、引き続き市役所の本庁・支所です。

資格の取得・喪失手続や被保険者証などの発行、保険給付の決定・支給事務、および保険税の賦課・徴収などは、引き続き市役所が窓口となります。
平成30年度からの保険税率は、現在調整中です。

見直しによる主な変更点

- ✓ 平成30年度から、都道府県も国民健康保険の保険者となります。
- ✓ 平成30年度以降の一斉更新から、新しい被保険者証などには、居住地の都道府県名が表記されるようになります。

都道府県と市町村の役割分担

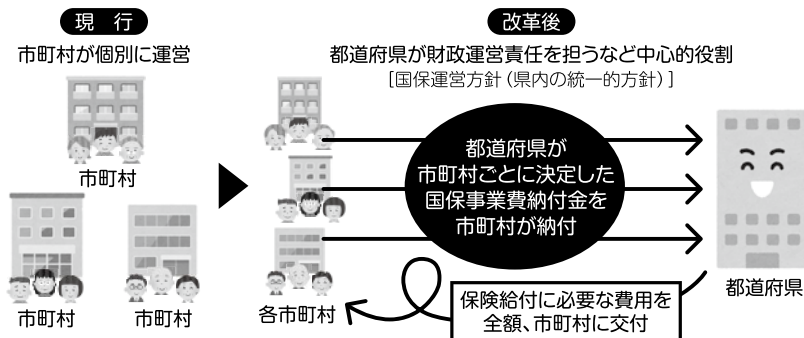
都道府県の主な役割	市町村の主な役割
● 財政運営の責任主体	● 国保事業費納付金(※2)を都道府県に納付
● 国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進	● 資格を管理(被保険者証などの発行)
● 市町村ごとの標準保険料率を算定・公表	● 標準保険料率(※3)などを参考に保険税率を決定
● 保険給付費等交付金(※1)の市町村への支払い	● 保険税の賦課・徴収
	● 保険給付の決定、支給

※1: 都道府県が市町村に交付する保険給付に必要な費用 ※2: 市町村が都道府県に納付する事業運営に必要な費用
※3: 都道府県が市町村ごとに示す、本来負担すべき標準的な保険料率

国民健康保険制度の見直しによる効果

効果 1 都道府県内での保険税負担の公平な支え合い

- 新しい財政運営の仕組みにより、市町村の財政は従来と比べて安定するとともに、都道府県が市町村ごとの保険税の目安となる標準保険料率を提示することにより市町村間で比較(住民負担の見える化)できるようになります。
- 市町村は、都道府県が示す標準保険料率を参考に、保険税率を定め、保険税を賦課・徴収することとなります。



効果 2 サービスの拡充と被保険者機能の強化

- 同一都道府県内で他の市町村に引っ越した場合でも、引っ越し前と同じ世帯であることが認められるときは、高額療養費の該当回数が通算され、被保険者の経済的な負担が軽減されることがあります。
- 市町村は、引き続き被保険者の予防・健康づくりを進めるためにさまざまな働きかけを行います。
- 都道府県は、市町村との協議に基づき国民健康保険運営方針を定め、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進します。